

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案件名 : 環境影響評価条例対象事業への太陽光発電所の追加案
 意見募集期間 : 令和元年8月6日～令和元年8月26日
 意見等の提出件数 : 294件 (100人)

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
経過措置	<p>本条例に係る本規則改正は、経過措置による適用除外を受けるためにはアセス法が定める経過期間（猶予期間）に比べて、より厳しい時間的制限を設定しており、法律の定める制限よりも、より厳しい義務を事業者課しているため、少なくとも施行日は法律に合わせて 2020年4月1日にすべきであると存じます。</p> <p>1 アセス法と本条例に係る本規則改正の経過措置の猶予期間の問題点</p> <p>本条例に係る本規則改正は、経過措置による適用除外を受けるために、アセス法が定める経過期間（猶予期間）に比べて、より厳しい時間的制限を設定しており、法律の定める制限よりも、より厳しい義務を事業者課しているため、法律に抵触する懸念があるのではないかとこの懸念がございます。</p> <p>(1)アセス法第61条2号との関係</p> <p>当社が手掛ける兵庫県内の太陽光発電事業として、発電出力85MW、発電出力62MW の二つ案件があり、いずれも40MW を超えていることから、アセス法の定める第一種事業として、アセス法上の「対象事業」に該当します。</p> <p>アセス法第61条は、柱書において、「この法律の規定は、地方公共団体が次に掲げる事項に関し条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない」とし、地方公共団体が独自に環境アセスメントについて制定する権限を認めています。同条2号で「第二種事業又は対象事業に係る環境影響評価についての当該地方公共団体における手続に関する事項（この法律に反しないものに限る。）」とし、「対象事業」についてはあくまでアセス法に反しない規定のみ制定できるとして、地方公共団体の条例制定権を制限しています。</p> <p>従って、本条例に係る本規則改正において、アセス法において全国一律に適用する趣旨である9か月という対象事業に対する経過措置を独自に短縮することは、アセス法によって許容された制定権の範囲を逸脱し、アセス法第61条第2号の趣旨と両立しないと考えられます。</p> <p>この点、アセス法で太陽光発電事業が「対象事業」として見なされるのは、（改正）アセス法施行日である2020年4月1日以降であり、本条例に係る本規則改正の施行日である 2019年10月1日（若しくは実質的適用開始日の2020年1月上旬）時点は、アセス法施行日前であることから、経過期間の短縮がなされたとしても、アセス法施行日前にはアセス法との抵触は存在しないのではとの反論が考えられます。</p> <p>しかしながら、アセス法施行日以降は、本条例に係る本規則改正規定の適用対象となる太陽光発電事業のうち、アセス法の「対象事業」となる太陽光発電事業については、2020年4月1日以降、本条例に係る本規則の改正規定の適用ではなく、アセス法の適用に移行すると理解しております。そうしますと、今回の本規則改正による猶予期限の短縮は、改正アセス法が規定するアセス手続の適用条件をより厳格化することで、改正アセス法よりも、法アセスの手続が適用される対象事業の範囲を拡大する措置にほかなりません。かかる措置は、そもそもアセス法が施行されればアセス法と両立しない条例は規定することができないにもかかわらず、改正アセス法が規定している猶予期間を失わせ、条例が独自に環境アセスメントに係る義務そのものを事業者課するものであり、実質的に見て、アセス法第61条第2号が想定する法律と条例の関係に合致しない行為とも評価されるべきものです。</p> <p>以上に鑑みて、今回の本規則改正による猶予期限の短縮は、単にアセス法施行日前であるからという形式的な理由によって正当化されるのではなく、アセス法第61条第2号の趣旨にそぐわないと思料いたします。</p>	1	<p>1 〔その他〕 ご意見を参考とさせていただきます。</p> <p>(1) 環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「アセス法」という。）第61条の規定は、条例制定権限を認めており、対象事業の拡大（いわゆる「横出し」）を可能としています。</p> <p>本県では、太陽光発電所の設置に伴う周辺住民の生活環境への影響が危惧されることから、新たに太陽光発電所を環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号。以下「アセス条例」という。）の対象事業とするものです。</p> <p>なお、改正アセス法施行令の公布から施行までの期間設定を考慮し、環境影響評価に関する条例施行規則の改正規則の施行日は、令和2年4月1日とします。</p> <p>(条例との関係)</p> <p>第61条 この法律の規定は、地方公共団体が次に掲げる事項に関し条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。</p> <p>一 第二種事業及び対象事業以外の事業に係る環境影響評価その他の手続に関する事項</p> <p>二 第二種事業又は対象事業に係る環境影響評価についての当該地方公共団体における手続に関する事項（この法律の規定に反しないものに限る。）</p>

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
経過措置	<p>(2)アセス法第62条との関係 アセス法第62条は、「地方公共団体は、当該地域の環境に影響を及ぼす事業について環境影響評価に関し必要な施策を講ずる場合においては、この法律の趣旨を尊重して行うものとする」として、地方公共団体が環境アセスメントについて規定する場合には、アセス法の趣旨を尊重しなければならない旨を定めています。この点、(5)でも述べたとおり、今回の本規則改正は、アセス法によって設定した経過措置をあえて短縮することにより、アセス法が想定するアセス手続の適用範囲を拡大する措置であり、アセス法の趣旨を損なう措置と考えられます。かかる措置は、アセス法第 62 条に合致しないものであり、認められないと考えます。</p> <p>なお、アセス法第62条にいう「法律の趣旨」とは、アセス法における規定のうち、評価項目・評価基準・評価手法等のアセス手続にとって本質的な規定のみを指し、今回のような条例改正時の経過措置期間に関する規定は含まれないとの反論も考えられます。もっとも、本条例に係る本規則改正における、猶予期間内に電気事業法に基づく工事計画届出を提出すれば、本条例に係る本規則の改正規定の適用除外となるという建付けを踏まえれば、猶予期間の長短は、そもそも環境アセスメントの義務が事業者に賦課されるかを左右するものであり、その意味で、上記のアセス手続に関する評価項目等に関する規定以上に、アセス手続にとって本質的かつ重要な規定と評価されるべきものです。従って、アセス適用に関する猶予期間の長短は、アセス法の「法律の趣旨」に含まれますので、本条例に係る本規則改正による猶予期間の短縮は、アセス法第62条にそぐわないと思料します。</p> <p>(3)法律と条例の関係について 法律と条例の関係について判示した徳島市公安条例事件判決（最大判昭和 50 年 9 月 10 日）を前提とすると、本条例に係る本規則の改正は、アセス法と合致しないと見られます。すなわち、アセス法と本条例の目的及び効果は、究極的には環境の保全であることから、その目的及び効果は同一といえますところ、アセス法上の経過期間（猶予期間）の設定に関しましては、かかる期間が、環境アセスメントという事業者にとっては負担となる制度の導入の猶予期間として設定されているという趣旨からすれば、それぞれの普通地方公共団体において、その地方の実情に応じて、別段の規制を施すべき性質のものとは考えられず、かかるアセス法上の猶予期間は 全国一律に適用される趣旨と解すべきであり、かかる観点からも、本条例に係る本規則の改正は、上記判例の基準に照らし、アセス法と両立しないと見られます。</p> <p>(4)結論 以上より、アセス法という法律の限度を超えて、事業者負担を課することになる本条例に係る本規則改正の経過措置は、法律と両立しないと判断される懸念があるものと考えます。</p> <p>2 実際的な観点における経過期間の在り方 前述のように、アセス法との関係から猶予期間を短縮することは不合理であることに加え、より実務的な観点からも、条例改正時においては、予見し得なかった負担を課されること になる事業者に対する周知徹底のため、十分な経過期間を設定すべきであると考えます。</p> <p>例えば、貴県の自動車NOx・PM法対策地域内における自動車の運行規制に関連し、2004年に施行された「環境の保全と創造に関する条例」の一部改正においては、条例施行までの猶予期間についてのパブリックコメントを受けて、貴県において、「条例の規制開始時期については、十分な周知と円滑な買い換えが図られるよう、制定の1年後としたいと考えています。また、自動車NOx・PM法では、使用過程車について適用猶予期間が設けられており、条例においては、法の適用猶予期間より1年間長い適用猶予期間を設けたいと考えています。」とご回答されています。</p> <p>また、同じく貴県において2018年10月に施行された「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」につきましても、新たな規制に関する十分な周知期間を求めるパブリックコメントに対し、「ご意見を踏まえ、可能な限り周知期間を設けます」とご回答され、実際に、同条例の実質的適用は翌年2月以降とされたことと認識しております。</p> <p>貴県におかれましては、上記のような前例もご考慮頂いたうえで、本条例に係る本規則の改正規定の適用においても、猶予期間について、何卒柔軟なご対応をお願いしたく存じます。</p>		<p>(2) 本県では、太陽光発電所の設置に伴う周辺住民の生活環境への影響が危惧されることから、新たに太陽光発電所をアセス条例の対象事業とするものです。</p> <p>このことは、今後、本県において実施される太陽光発電所の設置について、環境上の配慮等を事業者適切に行っていただくことを期待するものであって、地域の実情に応じて適切に判断したものであり、アセス法第1条に規定される「目的」に何ら反するものではないと考えます。</p> <p>なお、改正アセス法施行令の公布から施行までの期間設定を考慮し、環境影響評価に関する条例施行規則の改正規則の施行日は、令和2年4月1日とします。</p> <p>(3) アセス法第61条では、条例制定権限を認めています。</p> <p>(4) アセス法第61条では条例制定権限を認めており、アセス条例はアセス法第62条のとおり法の趣旨を尊重しています。</p> <p>2 [その他] ご意見を参考とさせていただきます。</p> <p>改正アセス法施行令の公布から施行までの期間設定を考慮し、環境影響評価に関する条例施行規則の改正規則の施行日は、令和2年4月1日とします。</p>

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
経過措置	<p>3 本条例に係る本規則改正により経過期間が短縮されることで生じる損害及び不利益</p> <p>(1) 以上のように、アセス法という法律の限度を超えて、事業者に負担を課すことになる本条例に係る本規則改正の経過措置（猶予期間）は法律に合致しないと判断される懸念があり、また、実務的な観点からみてもより長期の経過期間が必要であると考えますが、それ以外につきましても、本条例に係る本規則改正は、当社に対して以下の通りの不利益を生じさせるものです。当社としては、本条例に係る本規則の改正により短縮された猶予期間の適用により、以下の不利益が生じることを主張することを検討しております。</p> <p>(2) まず、経産省が推進した平成30年度入札制度で当社が落札した、固定価格（15.17円/kWh、15.37円/kWh）決定の前提条件としては、入札から落札時点で予見可能性の無かった上記環境アセス及び事業リスクは当然に考慮することができませんでした。</p> <p>環境省との議論の中では、特に当社の2案件は直近平成30年度入札案件であり、各認定日が2019年2月7日、2019年3月18日であることから、そもそも認定取得時には予見可能性の無かったアセス法の適用については、除外してもらえただけの猶予期間を設けるべきであると主張しておりました。結果としてアセス法という法律においては経過として約9ヶ月が猶予期間として定められ、当社は当該期限超過時にはアセス法の適用を免れないとの認識の下、猶予期限を考慮して可及的速やかに開発を継続して参りました。しかしながら、2案件の上記認定日からの期間を鑑みると、兵庫県が事後的に定めた本条例上のアセスにおける適用除外期限である2019年12月31日までの工事計画届の提出は時間的に到底間に合うものではなく、当社に不可能を強いるものです。</p> <p>(3) 当社は、国民負担を増大させる固定価格買取制度からの脱却を目的として国が推進した入札制固定価格にのっとり、当社理念でもある再生可能エネルギーの普及拡大に努めるべく、2案件では利潤の程度に関わらず低固定価格で入札をし落札に至っているという経緯がございます。仮に本条例に係る本規則の改正により短縮された猶予期間に従い、これらの事業についてアセス法の適用がされる場合、配慮書の準備から評価書の確定通知を受け取るまで、概ね3年間の環境影響評価期間が追加で発生することになります。これに伴い、投資回収期間が長期化し、アセスメント手続全般に係る開発費用分が負担となり、運転開始期限超過に依る固定価格買取期間短縮が主な原因として、2案件共に事業の採算性が合わなくなる可能性が高いと試算しております。これにより開発事業者としては開発を中断し撤退せざるを得ない可能性もあると考えております。</p> <p>(4) 当社としては、本来環境影響評価を十分に行うべき自然林等の新規開発事業に於いてアセス法及びアセス条例を不当に回避しようと考えておらず、むしろ2案件の固定価格入札に於いては、自然環境や周辺環境への影響を最小限に留める為、既に開発済みのゴルフ場を太陽光発電事業用地として選定しております。太陽光発電事業を前提としたゴルフ場買収に係る費用は非常に高額でしたが、それでも尚、環境影響や周辺住民方への影響に配慮した再生可能エネルギー事業が理想的だと考えた末に現在の計画に至っております。</p> <p>(5) 当社は、入札当初に予見可能であった各種法令調査に基づき2案件に於いて計7億4000万円程の入札保証金を納入しておりますが、これは事後的な法令改正に依る事業断念時には返還が成されないこととされております。また各事業に於いてゴルフ場買収費用を含む各種開発費用も抛済みであります。また、各事業用地であるゴルフ場も閉鎖或いは閉鎖手続に進んでおり、これ等を原状回復することは不可能な状況です。</p> <p>仮に本状況下で事業撤退をせざるを得ない場合には、当社として多大な損害を被るのみならず、既にゴルフ場閉鎖の判断を下した各ゴルフ場オーナー、結果としてゴルフ場が運営継続していれば職を失わなかった従業員方、またゴルフ場閉鎖に依り防災設備の改修及び維持管理が滞り、防災リスクを被る地元住民方等、及び本事業に関連する兵庫県在住の多数の皆さんに於いて多大な損害を負わせることとなります。</p>		<p>3</p> <p>[その他]</p> <p>ご意見を参考とさせていただきます。</p>

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
経過措置	<p>(6)結果として法アセス適用案件としてみなされるとしても、本来は、環境省が法アセスの適用除外期限として一律的に定める2020年3月31日と本条例の経過措置の期限は平仄を合わせるべきであり、本条例の実質適用日は2020年4月1日にすべきと思料致します。そうでなければ、結果として、前述の環境省が定めた、法アセスにおける適用除外期限である2020年3月31日（猶予期間9 ヶ月）が形骸化することとなり、環境省の制度（なお、当該猶予期間決定に於いては経産省の意見も反映されていると考えております。）と兵庫県の本条例に矛盾が生じるものと考えております。この点は、前述のとおり、本条例に係る本規則改正はアセス法という法律に合致していないという懸念がありますし、少なくとも、当社のように再生可能エネルギー普及に寄与すべく適法且つ迅速に開発を進める事業者に対して、法律よりも厳しく、かつ、著しく困難な負担を課すものであると考えます。</p>		
全般	<p>現在、太陽光発電事業の開発を行っており、利害関係のある地元説明会を含め兵庫県、市との大規模開発の協議を開始してから1年6か月ほど経過しており8月の段階で、大規模開発の県知事同意が頂ける段階へと進んでおります。</p> <p>この時点で環境アセス条例のお話を頂きまして弊社の状況と意見を記載させていただきます。</p> <p>先ず、この事業には3年ルールというものが御座いまして、2021年の3月までに発電所の稼働を行っておりませんと、買取期間の短縮により事業の縮小、関係各所にも多大に影響して参ります。</p> <p>今回の新条例5ha以上でのアセス調査を行う事となりますと、この2021年の3月迄に発電所の稼働は到底間に合うものではなく現在までに費やした事業費約3億円損害、関係各所、特に協定書を締結しております地元へは協力金なども発生しておりこれが破棄される事になると関係各所に多大なご迷惑をお掛けすることになります。</p> <p>弊社は当該案件について経産省の入札で落札したのち、法令に従い手続きを進めており、工事を行う為の各許認可等の本協議に入る寸前で有ります。</p> <p>地元対応もほぼ終了しておりますので、今回のアセスが適用された場合、ほぼ間違いなく事業が頓挫する事になり、その影響は社内外及び関係各所、地元には大きなものとなります。</p>	1	<p>[その他]</p> <p>ご意見を参考とさせていただきます。</p> <p>改正アセス法施行令の公布から施行までの期間設定を考慮し、環境影響評価に関する条例施行規則の改正規則の施行日は、令和2年4月1日とします。</p>
防災設備	<p>近年、ゲリラ豪雨の多発など短時間での雨量増大に伴う河川の増水や氾濫など住民生活にも影響があるが、事業主にて複数回実施された住民説明会では、現在計画されているゴルフ場内の既設調整池は県基準に基づき一部改修され、事業用地内には新たに表面排水路が設置する等して防災機能は維持されるとの説明を受けている。また整備された防災設備は、20年に渡る事業期間に於いて適切に維持管理が成されるものと理解している。</p> <p>本年12月末日を以てゴルフ場は閉鎖される事から、仮に事業が中止された場合には、ゴルフ場跡地および防災設備の維持管理は放棄される事が予想され、将来的な地域防災リスクの観点で非常に懸念している。</p>	4 2	<p>[その他]</p> <p>ご意見を参考とさせていただきます。</p>
地元協力	<p>ゴルフ場開場当初から、地元自治会への協議費及びため池の取水費を事業主に負担頂いており、之は広く地元地域の運営に於ける支援として非常に重要なものであった。仮に事業主が変更されても負担は継続頂けると聞いていたが、仮に事業撤退となった場合には、当該支払を原資の一部として実施してきた設備投資や祭事等に供する原資はなくなり、地域の活性化は停滞し、長期的には若者世代の地域からの流出なども懸念される。仮にゴルフ場が閉鎖され、太陽光発電事業も撤退した場合は、将来的にゴルフ場跡地にて産業廃棄物処理場など地元住民が望まない事業へ転用される可能性が否定できない。</p>	4 2	<p>[その他]</p> <p>ご意見を参考とさせていただきます。</p>

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
防災設備	<p>近年、ゲリラ豪雨の多発など短時間での雨量増大に伴う河川の増水や氾濫など住民生活にも影響があるが、事業主にて複数回実施された住民説明会では、ゴルフ場跡地の既設調整池に加えて、事業用地内へ新たに11箇所の防災調整池や表面排水路を設置する事で防災機能を改善する計画と聞いている。また整備された防災設備は、20年に渡る事業期間に於いて適切に維持管理が成されるものと理解している。</p> <p>本年3月末日を以てゴルフ場は閉鎖されている事から、仮に事業が中止された場合はゴルフ場跡地が放棄され、防災機能の改善は望めないばかりか既設防災設備の維持管理も放棄される事が予想される為、将来的な地域防災リスクの観点で非常に懸念している。</p>	55	<p>[その他] ご意見を参考とさせていただきます。</p>
上水道	<p>事業予定地には町上水道供給エリア外の住民が3件6名居住しており、本年3月末のゴルフ場閉鎖迄の数年来はゴルフ場より上水道の給水を受けていた。事業主が20年に渡る事業期間中の上水道供給の継続維持を約束され安堵していたが、もし事業中止となった場合は給水継続が望めなくなる事が予想される。住民の生活に欠かすことのできないライフラインとしての給水義務を継続して貰う為にも、本事業は継続頂く必要がある。</p>	55	<p>[その他] ご意見を参考とさせていただきます。</p>
獣害対策	<p>全国の野生鳥獣類による農作物被害や住民生活への悪影響が大きく報道されているが、太陽光発電所に転用されることで広大なゴルフ場跡地は一定の管理がなされると安心していましたが、仮に今後放棄地として無人化する事、ゴルフ場跡地が鳥獣の絶好の住処になり、シカ、イノシシ、サル等による作物への獣害増加が懸念される。</p>	97	<p>[その他] ご意見を参考とさせていただきます。 なお、野生鳥獣による農作物被害等については、市町等とともに、本県としても対策を進めて参ります。</p>
全般	<p>アセス条例にかかると認定取得までに3年半から、4年くらいの期間が必要と言われてましたが、それなら、実施するまでに4年から5年位の期間がないと企業としては対応もできないし、特に太陽光発電事業としては、国の定めた条件に従って案件取得、計画をして事業推進決定をします。当初は、売電価格の引き下げ、期間の短縮等は、案件決定時にはなかった条件です。これをカバーできる利益の確保の方法はありません。</p> <p>アセス条例により、工事着工届が出せない場合、県は売電期間短縮分の金額の保証をしてくれますか？それができるわけもないのでしたら、無責任な施策を強引に進めているとしか思えませんが、いかがでしょうか。</p>	1	<p>[その他] ご意見を参考とさせていただきます。 改正アセス法施行令の公布から施行までの期間設定を考慮し、環境影響評価に関する条例施行規則の改正規則の施行日は、令和2年4月1日とします。</p>